

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和8年8月25日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 小林 孝昭

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
食料品消費税率引下げが飲食店に与える影響と町の対策は	物価高騰が続く中、家計負担軽減のため、令和9年4月からの食料品の消費税率引下げが議論されている。 食料品の消費税率が現行の8%から1%になる一方で、飲食店での外食は10%のままとなる方針である。 この消費税率の変更が与える飲食店への影響が懸念されているが、本町として、その影響をどのように捉え、どのような対応を検討されているのか、町の見解は。 1. 仕入れと売上の税率が異なることで、飲食店にどのような影響が生じると考えているか 2. 町内飲食店における雇用への影響をどのように考えているか 3. 消費税減税前に、商工会等と連携し、町内飲食店との意見交換などを実施する考えは 4. 特に飲食業は人件費の割合が高く、給与は仕入税額控除の対象とならない。地域雇用を支える町内飲食店に対し、雇用や人件費等を考慮した独自支援を検討できないか 5. 消費税減税によって家計負担の軽減は図られるが、地域経済や雇用の維持も両立させていかなければならない。減税の影響を見据えた今後の町の方針は	町 長